

第9章 火災警防計画

第1節 消防活動の基本

1 消防活動の一般原則

(1) 組織活動の原則

消防活動の基本は現場指揮者の活動方針に基づき、各隊が相互に密接な連携を図り、組織活動に徹し、効率的な消防活動を行うことを原則とする。

(2) 隊行動の原則

ア 火災の現場行動は、現場指揮者を中心とする出場部隊の統制ある行動を基本とする。

イ 警備課長及び分署長は、警備係長又は隊長を指揮し、隊員の効率的な運用を図る。

ウ 警備課長及び分署長は、配備された装備、資機材及び消防対象物に設置されている消防用設備等を活用し、各隊の有機的な運用に努める。

(3) 現場行動の原則

ア 火災の現場活動は、火元建築物の火勢制圧による人命救助を第一とする。

イ 消火活動は、各隊間の連携を密にして、延焼拡大防止を主眼とする。

ウ 破壊活動は、最大の効果を発揮できる場所を選定する。

エ 災害活動現場において、特に安全の確保に努める。

2 出場時における遵守事項

消防隊等が、災害等の出場に際して次の各号に掲げる事項を留意し、事故防止及び消防活動の円滑な運行に努めなければならない。

(1) 部隊指揮者は、隊員の乗車及び緊急出動に必要な装備及び赤色回転灯等を確認した後でなければ出場を命じてはならない。

(2) 防火衣等の装着は、原則として乗車前に行い走行中には行わないように努めなければならない。

(3) 出場順路は、水利部署及び道路幅員や交通量を考慮し、安全な最短距離を選定しなければならない。

(4) 部隊指揮者及び機関員は、交通関係法令を厳守して安全運転を図るとともに、他の乗車員にあっても相互に協力し、事故防止に努めなければならない。

(5) 走行中部隊指揮者は、必要に応じて拡声器等を使用し、一般車両や歩行者に注意を促すよう努めなければならない。

3 情報収集活動

先着隊の指揮者は火点に先行し、火点を一巡しながら次の情報を収集する。

(1) 対象物の状況を把握する。

(2) 災害の実態を把握する。

(3) 人命危険の有無を把握する。

(4) 作業危険の有無を把握する。

(5) 建築防災施設及び消防用設備等の状況を把握する。

4 人命検索救助活動

(1) 検索活動

ア 検索には必要に応じ、援護注水及び照明器具を活用し実施する。

イ 警備係長又は隊長は、携帯無線機を装備し、逐次連絡を取りながら実施する。

ウ 検索範囲の分担を明確にし、相互の連携を密にして検索漏れ又は重複がないよう効果的な人命検索活動を行う。

エ 検索は階段口、窓際、行き止まり、便所、風呂場等を重点的に行う。

オ 関係者等から避難の完了が明確に報告されるまでは、要救助者がいるものとして行動する。

(2) 救出活動

- ア 救出は要救助者の状態を掌握し、救助資機材及び地形、地物を利用して行う。
- イ 必要に応じて破壊、援護注水、照明等を併用して行うものとする。
- ウ 多数の要救助者がある場合の救出順位は危険切迫のものを優先する。
- エ 梯子を利用する場合は、急激な延焼拡大等により退路を断たれる危険もあるので、あらかじめ救出する場所、援護注水等を打合せて効果的に行う。
- オ 梯子を架ていする進入口は、原則として濃煙、熱気の噴出の少ない風上又は風横側に設定する。
- カ 濃煙内で要救助者を発見した場合は、直ちに救出に当たるとともに、所要の隊員、資機材等の応援を要請する。

5 火点検索活動

(1) 煙拡散範囲の確認活動

- ア 煙の滞留する最下階付近を最重点とし、火点を検索する。
- イ パイプシャフト、ダクトスペースの内部又は天井裏等を点検し、煙の流れに逆行して煙の流動状況を検索する。
- ウ 屋上又は空調ゾーニング等の排気口から噴煙している場合は、ダクト内火災と判断し、ダクトシステムを検索する。

(2) 温度、煙の色、流速等からの火点検索活動

- ア 火点の確認できないときは、床、壁、ダクト等を素手で触り、温度の高低に配意して確認する。
- イ 白煙で流動スピードが弱いか、又は流動がない場合は、火災の第一成長期と判断し、早期に排烟措置を行い、火点を検索する。
- ウ 煙の流速が早く、かつ、温度が高いほど火点が近いと判断して行動する。特に、黄色味を帯びた黒煙が噴出しているときは、扉の開放によってバックドラフト又はフラッシュオーバーの発生危険があると判断して安全確保を図りながら行動する。

6 火勢制圧活動

(1) 消防力劣勢時の活動

- ア 路地、空地等を阻止線とし、余裕ホースを十分とって小移動により筒先担当面を広くとる。
- イ 先着隊は、燃焼がし烈で放射熱が強く、又は建築物の倒壊危険等により接近困難な場合は、周囲建築物への延焼阻止に当たる。
- ウ 消防力が集結するまでは重要面に集中配備し、他の面は後着隊が補完する。

(2) 消防力優勢時の活動

- ア 風向及び街区状況により重要面から順次包囲し、積極的に屋内進入を図り、攻撃注水を行う。
- イ 大規模木造建築物にあつては、優先順位に従って燃焼範囲を包囲するよう筒先配備して屋内進入を行う。

(3) 筒先配備

- ア 街区火災のブロック角火災は、火災建築物に面する両側に優先配備し、ブロック面火災は火災建築物の背面及び両側面の順に配備する。
- イ 傾斜地火災にあつては、出火建築物より高い斜面側を重点とし、次に両側面の順とする。
- ウ V字型の低地からの火災は両斜面の中腹側を優先し、次に両側面の順とする。
- エ 強風時の火災にあつては、大量高压放水により風横側から挟撃するよう配備する。
- オ 耐火建築物火災は、次による。
 - (ア) 建築物内延焼経路となりやすい次の箇所に筒先を配備する。

- a 階段系及びたて穴系で、複数階の吹抜け部分、ダクトスペース及びパイプシャフトの床貫通部、エレベーター及びエスカレーター、ダストシュート、エアーシュート部分、厨房、浴室、便所等の配水管の部分、防火シャッター部分
 - b 横穴系では、パイプ等の防火区画貫通部分の天井裏部分、界壁（間仕切壁）の天井裏部分
- (イ) 建築物外部から上階へ延焼経路となりやすいベランダ上の可燃物等に対しても配備する。
- カ その他の火災の場合は、火災建築物の風下側を優先とし、次いで風横、風上側の順に配備して十分な余裕ホースをとる。

(4) 注水

- ア 延焼防止に主眼をおき、燃焼実体に注水する。
- イ 局部破壊を併用して、有効注水範囲の拡大を図る。
- ウ 火勢の変化に応じて注水種別を変え、効果的な注水方法をとる。
- エ 他隊の注水範囲との競合を避け、相互に注水できない部分を補うよう広範囲に注水する。
- オ 内部進入を行う場合は、棒状注水で屋根材、天井材等上部の落下危険物を払い落とす。
- カ 木造建築物の倒壊を防ぐため、柱とはりの付き合わせ部分等を優先的に注水する。
- キ 注水により、他の隊員に危害を与えないよう相互に声を掛け合い、部署位置を確認する。
- ク 耐火建築物の火災室に進入口を設定するときは、火災階の廊下回り及び階段室出入口の扉を閉鎖するか、又は噴霧注水により、階段室へ煙が流入しないよう措置する。

7 水損防止活動

(1) 活動要領

- ア 水損防止は火点直下階を最優先とし、防水シート等を活用する。
- イ 発電、変電設備、コンピュータ室等の上階は関係者等の協力を得て、特に入念に措置する。
- ウ 地下室への消火水の流入を防止する。

8 破壊活動

(1) シャッターの解錠又は破壊活動

ア 重量シャッター、パイプシャッター

- (ア) 関係者等から操作方法を聞き、屋内に進入して電動巻き上げスイッチを操作又は手動巻き上げにより開放する。
- (イ) 水圧解放装置付の場合は、ホースを連結して開放する。
- (ウ) 停電又は内部進入不能の場合は、エンジンカッター等の破壊器具を活用して進入開口部を設定する。

イ 軽量シャッター

- (ア) 関係者等から操作方法を聞き、屋内に進入して開放する。
- (イ) 水圧開錠装置付の場合は、筒先の放水圧で開錠して開放する。
- (ウ) 開放不能な場合は、エンジンカッター等の破壊器具を活用して進入開口部を設定する。

(2) ラス下地モルタル壁の破壊活動

破壊予定位置のモルタル壁部分を大ハンマーで強打してモルタルを砕き、ペンチ又は鉄線カッターによりラスを切断して必要な範囲に開口を作る。

(3) 天井の破壊活動

- ア 通常、押入の天井は点検口となっているので、この部分を突き上げて開口する。
- イ 室内の天井を破壊する場合は、とび口等を活用して部屋の角部分又は壁に近い位置から開口す

る。

(4) 屋根の破壊活動

ア 瓦ぶき屋根は、棟近くの瓦を外して、野地板を切断して開口する。

イ 鉄板ぶき屋根は、鉄板相互の接合部にとび口を打ち込んで引きはがし、野地板を切断して開口する。

ウ スレートぶき屋根は野地板がないものが多いので、足場を確保して開口する。

9 飛火警戒活動

(1) 飛火警戒は住民、消防団と協力して飛火火災の予防、広報及び高所見張り等により飛火の早期発見、鎮圧に努める。

(2) 必要により高所見張班、巡回警戒班等を編成し、火元建築物の風下側 100m～150mの範囲に拠点を設定し、現場指揮本部と連絡を密にする。

10 再出火防止活動

(1) 残火処理

ア 筒先相互に連絡をとり、担当範囲を決めて残火処理する。

イ 筒先圧力を低減させ、筒先コックを操作して外周から中心部へ、高所から低所へ順次移動して範囲を縮小する。

ウ 必要によりホースを増加し、拡散又は噴霧注水を多用し、注水障害物の移動、落下危険のある物を除去しながら行う。

エ 合掌、はり裏、壁間等の注水の死角となる場所は、小破壊の併用又は移動注水する。

オ 可燃物がたい積している場所は、筒先を差し込むか又は掘り起こして消火する。

カ 繊維、綿、布団類等水切れとともに再出火するおそれのある物品は、屋外の安全な場所に搬出する。

キ 過剰な注水を避け、水損防止に配慮する。

ク モルタル等の壁間の潜伏火源は、壁体の温度を素手の感触で確かめ、温度の高い箇所の上部を破壊して確認する。

ケ 夜間又は暗い場所等では、投光器による照明を確保する。

コ 屋根瓦等の落下、モルタル壁、柱、はり等の倒壊、床の焼け抜けに注意し、危険箇所は必要に応じロープ等で標示する。

(2) 関係者に対する説示

ア 残火処理が終了し、消防隊が現場を引き揚げる際に説示する関係者の範囲は次による。

(ア) 火元消防対象物の関係者

(イ) 類焼した消防対象物の関係者

(ウ) 強い放射熱を受けたと予想される消防対象物の関係者

イ 説示書は、次の要領で関係者に交付する。

(ア) 説示書の交付に際しては、口頭で危険と思われる場所の具体的危険性について説明し、徹底を期す。

(イ) 説示した相手の管理区分及び氏名を可能な範囲で聴取し、記録する。

交付番号 第 号
年 月 日

様

逗子市消防長
(公印省略)

説 示 書

消防隊の現場引き揚げ後は、特に次のことについて留意していただきたく、ご協力をお願いします。

- 1 消防隊は、可能なかぎり詳細に火災現場を点検し、鎮火と判断しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由により再出火等事故発生の危険がありますので、引き続き十分監視してください。
- 2 現場保存等のため指定された区域内は、原則として入らないでください。
ただし、緊急事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、必要な措置を講じてください。
- 3 異常と思われる事象に気付かれたときは、速やかに次の連絡先へ通報してください。

☆ 連絡先 緊急電話 1 1 9
逗子市消防署 (046) 8 7 1 - 0 1 1 9
小 坪 分 署 (0467) 2 5 - 4 5 0 5
北 分 署 (046) 8 7 3 - 6 7 4 6

-----キリトリ線-----

出火日時	年 月 日 時 分ごろ
出火場所	逗子市 丁目 番号
受領者	(区 分) 所・管・占・他
交 付	第 号 時 分 (取扱者)

11 引き揚げに伴う現場点検

- (1) 残火処理及び現場保存区域の設定を完了し、火災現場において使用した一連の資機材を収納した後、隊員個々の使用した器材を自己の責任において現場点検し、その結果を各隊指揮者に報告しなければならない。
- (2) 各隊指揮者は、異常の有無を確かめてから隊員の乗車、引き揚げ等について指示するとともに、人員及び機械器具等の点検状況を直ちに現場の最高指揮者に報告しなければならない。

12 引き揚げ途上の遵守事項

各隊指揮者は、隊員を乗車させる前に全員を整列させ、引き揚げ途上における注意事項を指示する。また、機関員は、常に安全運転を励行しなければならない。

13 引き揚げ後の対策

各隊指揮者は、帰署後直ちに隊員に再点検を指示し、その結果を報告させるとともに、使用資機材の積み替え等を行い、出場態勢を整えなければならない。